

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	39	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （自動車取得税）	
要望項目名	自動車取得税の免税点に係る特例措置の延長	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 自動車取得者のうち、その取得する自動車の取得価額が50万円以下の者。</p> <p>・ 特例措置の内容（現行制度） 自動車取得税の免税点については、本則上は取得価額15万円であるが、地方税法附則第12条の2の3の規定により平成30年3月31日までの間の自動車の取得については、暫定的に50万円とされており、当該特例措置の適用期限を延長する。</p>	
関係条文	地方税法附則第12条の2の3（本則：地方税法第120条）	
減収見込額	<p>[初年度] - (▲8,774) [平年度] - (▲8,774)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 省資源化及び循環型社会形成の促進</p> <p>(2) 施策の必要性 自動車取得税の免税点は、零細負担の排除と徴税の簡素化等のために設けられているが、自動車の価格の上昇等を考慮して、暫定的に引き上げられてきた。 これにより、新車登録から1～2回目の車検（3～5年経過）頃の中古車が免税点の対象となり、比較的低所得者層である中古車ユーザーにとっては、新車登録から3～5年程度経過した中古車を安価に入手してこれを更に3～5年程度使用して廃車するというのが、自動車の通常の廃車までの年数からいって最も合理的であるし、新車ユーザーにとっても、1～2回目の車検時に当該自動車を中古車市場に売却して新車等買い換えることが容易となる効果がある。 こうした中古自動車の流通の円滑化を図ることにより、省資源化及び循環型社会形成の促進が図られること、また、中古自動車を購入するのは比較的低所得者層であると考えられることから、現在の自動車の価格水準を考慮すると、引き続き税負担の軽減を図る必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	
ページ		39-1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長 1-1 経済基盤
	政策の達成目標	省資源化及び循環型社会形成の促進の観点から、中古自動車の流通の円滑化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	1年6ヶ月間（平成30年4月1日から自動車取得税の廃止時（平成31年9月30日）まで）
	同上の期間中の達成目標	省資源化及び循環型社会形成の促進の観点から、中古自動車の流通の円滑化を図る。
	政策目標の達成状況	本税制により、中古自動車の流通は円滑に進んでいる。
有効性	要望の措置の適用見込み	約120万台（平成30年度）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	中古自家用乗用車については、全体の約91%が免税等となっており、低所得者の税負担の軽減が達成されている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	エコカー減税（自動車取得税の中古車特例）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	中古車は新車に比べ価格が低いため主に低所得者が取得する傾向にあるため、本特例措置を講ずることによって低所得者の自動車保有及び買換えを促すことが可能。

税負担軽減措置等の適用実績	中古車の適用台数（非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数）				単位：台
		自動車全体		自家用乗用車	
		台数	※	台数	※
	平成 23 年度	5,288,346	94.3%	4,565,241	93.8%
	平成 24 年度	5,316,271	93.5%	4,621,903	92.7%
	平成 25 年度	5,160,826	93.0%	4,505,090	92.5%
	平成 26 年度	4,799,186	92.8%	4,192,362	91.8%
平成 27 年度	4,857,849	91.5%	4,238,025	91.0%	
	※ 全体の流通台数に占める「非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数」の割合 「平成 23～27 年度 道府県税の課税状況等に関する調」（総務省）				
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—				
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	中古自家用乗用車については、全体の約 91%が免税等となっており、低所得者の税負担の軽減が達成されている。				
前回要望時の達成目標	省資源化及び循環型社会形成の促進の観点から、中古自動車の流通の円滑化を図る。				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 28 年度（実績）における中古自動車流通台数は、約 1,000 万台であり、概ね中古車市場の維持・活性化が図られている。				
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 44 年度創設（免税点 10 万円） ・ 昭和 45 年度（免税点 15 万円に引き上げ） ・ 昭和 49 年度（免税点 30 万円に引き上げ） ・ 昭和 51、53、55、58、60、63 年度延長 ・ 平成 2 年度（免税点 50 万円に引き上げ） ・ 平成 5、10、15、20 年度延長 				
	ページ		39—3		